

令和 6 年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き 角 田 市



申告は令和 6 年 1 月 31 日（水）までをお願いします。

※受付開始日は令和 6 年 1 月 4 日（木）です。

◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

- ☆ 償却資産申告書の提出先は、角田市役所税務課固定資産税係です。
- ☆ 期限間近になりますと窓口が混雑しますので、早めの提出をお願いいたします。
- ☆ **昨年の申告内容と比べ変更がない場合でも、申告書を提出ください**ますようお願いいたします。
- ☆ 償却資産を既にお持ちでない場合や解散、廃業、休業、転出等、事業用の資産を所有しなくなった、又は所有していない場合は、備考欄にその旨を記入して申告書をご提出ください。
- ☆ 申告書の受理後、地方税法の規定に基づく実態調査により、申告の内容について確認させていただく場合があります。
- ☆ 正当な理由なく申告をしない場合や虚偽の申告をした場合は、地方税法の規定により料料又は罰金等が科されることがあります。

<参考>

- ・ 地方税法第 385 条（固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪）
- ・ 地方税法第 386 条（固定資産に係る不申告に関する過料）

目次

I	償却資産とは	1 ページ
II	償却資産の申告について	2 ページ
III	申告書類の作成方法	4 ページ
IV	償却資産の評価から納税まで	11 ページ
V	償却資産について詳しくお知りになりたい方へ	12 ページ

I 償却資産とは

1 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の有形の資産です。その減価償却費が、法人又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。例えば、構築物（建物付属設備を含みます）、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品等の資産をいいます。

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
① 構築物	構築物	舗装路面、門・塀、フェンス、屋外排水溝、看板（広告塔等）等
	建物附属設備	a) 建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用設備等 b) テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建設設備（これらを特定附属設備といいます）
②	機械及び装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食肉加工設備、菓子製造設備等
③	船舶	貨物船、輸送船、はしけ、曳船、釣船、ボート、漁船等
④	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、等
⑤	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するフォークリフト、クレーン車等 （ナンバーが「0、00～09 及び 000～099」、「9、90～99、900～999」の区分によるもの） ※自動車税・軽自動車税の対象になるものは除く
⑥	工具、器具及び備品	ドリル、カッター、万力等工具、机、計算機、その他の事務機、理美容器具、金庫、ロッカー、陳列ケース、パソコン、プリンター、ルームエアコン、自動販売機等

※ 次のような資産も1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産
- (2) 決算期以後1月1日までの間に取得された資産
- (3) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- (4) 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- (5) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (6) 未稼働資産（すでに完成しているが、未だに稼働していない資産）
- (7) 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等にある資産
- (8) 取得価格が20万円未満の資産で、税務会計上固定資産勘定に資産計上されている資産

※以下の①～③は償却資産の申告の対象にはなりません。

- ① 耐用年数が1年未満の償却資産
- ② 取得価格が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時的に損金又は必要な経費に算入されたもの
- ③ 取得価格が20万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却し、一括して損金又は必要な経費に算入されたもの
- (9) 取得価格が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和6年1月1日現在において、角田市内に償却資産を所有している方です。

また、償却資産を他人に賃貸している方も含まれます。

○**昨年の申告内容と比べ変更がない場合でも、申告書の提出をお願いします。**

2 提出していただく書類

(1) 必ず提出していただくもの

- ① **償却資産申告書** [第26号様式 申告書…緑色]
- ② **本人確認資料の写し** (市役所窓口提出の場合は、原本又は写しの提示でも代用可)
※詳しくは、別紙の「マイナンバー記載についてのお願ひ」をご覧ください。

(2) 変更がある場合に提出していただくもの

- ① **種類別明細書(増加資産・全資産用)** [第26号様式 別表1…緑色 提出用]
- ② **種類別明細書(減少資産用)** [第26号様式 別表2…赤色 提出用]

(3) 次に該当する資産がある場合に提出していただくもの

- ① 課税標準の特例がある資産を取得された場合・・・事実を証明する書類(写)
- ② 非課税資産を取得された場合・・・・・・・・・・非課税適用届出書
- ③ 短縮耐用年数を適用された場合・・・・・・・・・・国税局長の承認通知書(写)
- ④ 増加償却をされた場合・・・・・・・・・・税務署長への届出書(写)
- ⑤ 陳腐化資産の一時償却をされた場合・・・・・・・・国税局長の承認通知書(写)
- ⑥ 減免該当資産を所有された場合・・・・・・・・減免申請書

◎これらの書類を提出される場合は、申告書の18備考欄に添付資料の名称を記載してください。

3 電算処理により申告をされる方

電算処理による独自の様式で申告される方は、毎年度すべての資産を次の形式で申告してください。

また、種類別明細書は必ず提出してください。

償却資産申告書	1. 本市様式の償却資産申告書にある記入事項のすべてを記入してください。 2. 評価額(ホ)、決定価格(ヘ)、課税標準額(ト)の欄を記入してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用) (減少資産用)	1. 本市様式の種類別明細書にある記入事項のすべてを記入してください。 2. すべての資産について評価額を算定し、「価額(ニ)」、「課税標準額」の欄を記入してください。 3. 評価額の下限は、取得価額の5%です。 4. 課税標準の特例の適用がある場合は、その特例率を記入してください。 5. 種類ごとに区分し、それぞれの合計額を記入してください。 6. 圧縮記帳、特別償却は認められません。

4 **インターネットを利用して申告をされる方（eLTAX 申告）**

角田市では平成26年度から、インターネット（地方税ポータルシステム「eLTAX」）を利用した償却資産の申告（以下「電子申告」という。）を受付できるようになりました。

（1）利用できる方

償却資産の申告が必要な方並びに税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方（以下「税理士等の方」という。）で、電子署名用の電子証明書を保有されている方です。

なお、税理士等の方が、償却資産の申告が必要な方の申告書を作成・送信する場合は、税理士等の方の電子署名のみによる送信ができます。この場合、償却資産の申告が必要な方の電子署名を省略できます。

（2）利用方法

「eLTAX」の詳しい利用方法については下記ホームページをご参照ください。

【注意！】利用にはパソコンとインターネットへ接続可能な環境が必要です。



お問い合わせ 地方税共同機構（LTA）

電話：0570-081459（ハイシンコク） 全国一律市内通話料金

上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019 通常通話料金

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp>（詳しい情報はこちらで提供しています。）

※詳しくは、別紙の「eLTAXの電子申告をぜひご利用ください！」をご覧ください

5 **提出先**

〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41番地

角田市役所 税務課 固定資産税係

○FAXによる申告は受け付けることができません。

○郵送でも提出することができます。

申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

※ 切手を貼付した返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。



Ⅲ 申告書類の作成方法

1 作成していただく書類

同封の「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

書類名	注意事項
償却資産申告書	本手引きの5ページ以降を参考に資産の変更内容を記載してください。 資産に変更がない場合は、 <u>申告書の18備考欄の「無」に○印</u> をつけてください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	前年の明細書と比較し、増加に該当する資産がある場合、記入してください。
種類別明細書 (減少資産用)	前年の明細書と比較し、減少に該当する資産がある場合、記入してください。

2 作成にあたっての注意点

申告していただいた書類は、そのまま電算入力します。

種類別明細書の用紙は感圧複写式(ノーカーボン)になっているので、ずれないように下書きなどを敷いて、ボールペンでいねいに記入してください。

※最終ページはお客様の控えになります。

3 取得価額と耐用年数

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

国税と固定資産税の取扱いの違いについては、15ページの比較表をご確認ください。

(2) 耐用年数

耐用年数は法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には次の3種類があります。

① 法定耐用年数・・・減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご覧ください。

※通常は、この耐用年数により申告してください。

② 中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数をいいます。

③ 短縮耐用年数・・・法人税又は所得税の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合、国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付して提出してください。

4 償却資産申告書の記入例

〈4 事業種目〉

事業の内容を具体的に記載してください(例：印刷業等)。
事業種目が複数ある場合、主たる事業種目を記入してください。
また、法人の場合、資本金又は出資金の金額も記入してください。

〈3 個人番号又は法人番号〉

交付された個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）
を右詰めで記入してください。

〈1 住所・2 氏名〉

住所及び氏名並びに電話番号を正確に記載し、ふりがなをふってください。また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称階数及び部屋番号を記入してください。

すでに印字されている場合は、電話番号のみ記入してください。

〈5 事業開始年月〉

個人の場合は事業開始年月、法人の場合は設立年月を記入してください。

令和 6 年度

令和 年 月 日

角 田 市 長 殿

償却資産申告書（償去）

受付印

1 住所 (ふりがな) 〒981-1592
かくだしかくだあざだいぼう41ばんち
角田市角田字大坊41番地
(電話 0000-12-3456)

2 氏名 (ふりがな) まるまる かく だ かぶしきがいしゃ
〇〇かくだ株式会社
代表取締役 申告 太郎
(屋号)

資産の種類	取 得 価 値		
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)
	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1 構築物	2 000 000		
2 機械及び装置	12 000 000	1 950 000	3 950 000
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品	1 500 000		
7 合計	15 500 000	1 950 000	3 950 000

資産の種類	評 価 額	
	(ホ)	(ヘ)
	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1 構築物		
2 機械及び装置		
3 船舶		
4 航空機		
5 車両及び運搬具		
6 工具、器具及び備品		
7 合計		

記入する必要はありません。
※電算処理により申告書を作成される場合は評価額等記入してください

〈取得価額〉

前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(ニ)
令和5年1月1日以前に取得したもの	令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少したもの	令和5年1月2日から令和6年1月1日までに増加したもの	種類別明細書の加除修正した後の取得価格と同じ額

(注)上記(ロ)(ハ)には、種類別明細書に記入した前年中に減少又は増加した資産の取得価格の合計を、資産の種類別に記入してください。

〈6 この申告に回答する者の係及び氏名〉

申告書の内容について問い合わせ先となる経理担当等の部署、氏名、電話番号を記載してください。
 なお、〈7 税理士等の氏名〉が問い合わせ先となる場合は、7と同じ氏名を記入してください。

〈7 税理士等の氏名〉

税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記入してください。

〈※所有者コード〉

印字してあるコードは修正しないでください。

〈8～14 短縮耐用年数の承認等〉

各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。

〈15 市内における事業所等資産の所在地〉

住所と資産所在地が同一の場合も含めて市内すべての資産の所在地を記入してください。

※書ききれない場合は、別の用紙（様式自由）に記入してください。

〈16 借用資産〉

該当する方を○で囲んでください。

なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記入してください。

〈17 事業所用家屋の所有区分〉

該当する方を○で囲んでください。

資産課税台帳

※所有者コード 00000000															
個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	8 短縮耐用年数の承認	有	無
事業種目	農業												9 増加償却の届出	有	無
事業開始年月	S 57 年 4 月												10 非課税該当資産	有	無
申告に回答する者の係及び氏名	○山 ○夫 (電話 1234-56-7890)												11 課税標準の特例	有	無
理士等の氏名	△会計事務所 ×田 ×雄 (電話 0123-45-6789)												12 特別償却又は圧縮記帳	有	無
計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	2,000,000												13 税務会計上の償却方法	定率法	定額法
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	①..... ②..... ③.....												14 青色申告	有	無
16 借用資産	(有) 無												貸主の名称等	××リース(株) 角田市角田字角田1 0000-00-0001	
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有												借家		
18 備考(添付書類等)	前年度から資産の増減 (有) 無												※ 非課税又は課税標準の特例に該当する場合は、下にその適用条項を記入してください。		

〈18 備考(添付書類等)〉

次のア～カのような事項を記載してください。なお、書ききれない場合は、別の用紙（様式自由）に記入してください。

ア 前年中に資産の増減があった場合は「有」、なかった場合は「無」

イ 非課税または課税標準の特例に該当する資産を所有している場合は、その適用条項

ウ 償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したと、その他これに類する特別の事由があり、かつその価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度

エ 前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日、旧住所、旧氏名、旧名称等参考になる事項

オ 「短縮耐用年数承認の写し」、「増加償却の届出写し」等、添付した書類の名称

カ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

※なお、償却資産を所有されていない方は、「該当なし」の付記をお願いします。

5 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

〈※所有者コード〉

償却資産申告書の右上に印字してある「※所有者コード」と同じ数字を記入してください。

減少資産用と同様。

〈年度〉

今年度は、「6」と記入してください。

〈資産の名称〉

資産の名称及び規格等を記入してください。

〈取得年月〉

番号	年号
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和

〈資産の種類〉

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

令和 6 年度

* 所有者コード *

0,000,000

種類別明細書（増

新	修	行	資産の	資産番号	資産の名称等	数	取得年月			
							量	年号	年	月
②	3	01	6		プリンター	1	5	5	3	
②	3	02	6		36型テレビ	1	5	5	5	
②	3	03	6		ノートパソコン	1	5	5	10	
2	3	04								
2	③	05	2	14	糊摺り機	4	4	30	7	
2	3	06								
<p style="text-align: center;">【記入例 1】</p> <p>前年までに申告済みの資産について修正する場合は、資産番号を記入してください。修正する箇所にも二重線を引き、その下に修正後のデータを記入してください。</p>						<p style="text-align: center;">【記入例 2】</p> <p>全資産を申告する場合は、減少した分は記入しないでください。</p>				
2	3	12								
2	3	13								
2	3	14								
2	3	15								
2	3	16								
2	3	17								
2	3	18								
2	3	19								
2	3	20								
小 計										

〈資産番号〉

新規の場合は、記入しないでください。

修正がある場合は、【記入例 1】のように当該資産の番号を記入してください。

〈小 計〉

ページごとの増加した取得価額の合計を記入してください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動に
「取得年月」年号の欄は、1 明治、2 大正、3 昭和、4 平成

〈取得価額〉

資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費用を含みます。）を記入してください。
 なお、圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていませんので圧縮記帳額を含めた取得価額を記入してください。

〈耐用年数〉

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記入してください。

〈枚のうち 枚目〉

種類別明細書（増加資産・全資産用）のページ数を記入してください。

加資産・全資産用

所有者名
 ○○かくだ株式会社

第二十六号様式別表

〈増加事由〉

該当する番号を○で囲んでください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

取得価額	(イ) 新耐用年数	(ロ) 新減価残存率	(ハ) 旧耐用年数	(ニ) 旧減価残存率	価 額	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘 要
						率	コード			
950000	5	0	7	0					①2 3・4	
900000	5	0	7	0					①2 3・4	
2100000	5	0	7	0					1・2 3④	
									1・2 3・4	
	5	0	0	0						
	7	0	0	0						
	0	0	0	0						
	0	0	0	0						
	0	0	0	0						
	0	0	0	0						
	0	0	0	0						
	0	0	0	0						
	0	0	0	0						
	0	0	0	0						
	0	0	0	0						
	0	0	0	0						
3950000										

記入する必要はありません

〈摘要〉

該当する資産について、次のような特記事項を記入してください。

- 非課税または課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項。(例：特349の3①)
- 他の市(区)町村からの移動等により受け入れた資産については、移動の年月。
- 耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示。(例：短縮)
- 中古資産の短縮を適用している資産については、その旨の表示。(例：中古)
- 増加償却を行っている資産については、その旨の表示。(例：増加)
- 資産の申告もれがあった場合は、その旨の表示。(例：申告もれ分)
- 取得年月が平成19年12月以前の資産について、耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、その旨の表示。(例：前10年)
- その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項。

よる受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けて下さい。
 5令和とし、それぞれの数字(コード)を入れて下さい。

6 種類別明細書（減少資産）の記入例

〈※所有者コード〉
償却資産申告書の右上に印字してある「※所有者コード」と同じ数字を記入してください。
増加資産・全資産用と同様。

〈年度〉
今年度は、「6」と記入してください。

印字されている種類別明細書の中から当該資産を選択し、それぞれ記入してください。

- ・ 資産種類
- ・ 資産番号（抹消コード）
- ・ 資産の名称等
- ・ 数量
- ・ 取得価額
- ・ 耐用年数

令和 6 年度 種類別明細書

* 所有者コード *								
000000								
行 番 号	資産 の 種 類	資産 番 号 (抹消コード)	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額
					年 号	年	月	
01	6	5	プリンター	1	4	10	1	
02	6	6	3.6型テレビ	1	4	10	1	
03								
04								
05								
06								
07								
08								
09								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
小 計								

注意 「取得年月」年号の欄は、1 明治、2 大正、3 昭和、4 平成、

〈減少事由・区分〉

該当する事由を○で囲んでください。
また、全部・一部のどちらか該当する方を○で
囲んでください。

〈枚のうち 枚目〉

種類別明細書（減少資産）のページ数を記入
してください。

書（減少資産用）

所有者名		1枚のうち
〇〇かくだ株式会社		1枚目

第二十六号様式別表二

取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				所在地コード	摘要
			1売却 3移動	2減失 4その他	1全部 2一部			
1,050,000	7		1・2・3・4	1・2	1・2	R4.5	廃棄	
900,000	7		1・2・3・4	1・2	1・2	R5.10	下取り	
			1・2・3・4	1・2				
			1・2・3・4	1・2				
			1・2・3・4	1・2				
			1・2・3・4	1・2				
			1・2・3・4	1・2				
			1・2・3・4	1・2				
			1・2・3・4	1・2				
			1・2・3・4	1・2				
			1・2・3・4	1・2				
			1・2・3・4	1・2				
			1・2・3・4	1・2				
			1・2・3・4	1・2				
			1・2・3・4	1・2				
1,950,000								

【記入例1】
前年中に減少した資産のみを
記入してください。

〈摘要〉
該当する資産について、次のような特記
事項を記入してください。
(1) 売却により資産が減少した場合は、
その売却先の名称等
(2) 減失により資産が減少した場合は、
その減失した年月と事由等
(3) 移動により資産が減少した場合は、
その減少の事由等
(4) その他当該資産が減少したことにつ
いて必要な事項を記入してください。

〈小計〉
ページごとの減少した取得価額の
小計を記入してください。

5 令和とし、それぞれの数字(コード)を入れて下さい。

IV 償却資産の評価から納税まで

1 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの・・・取得価額 × 前年中取得のもの減価残存率 = 評価額

イ 前年前に取得のもの・・・前年度評価額 × 前年前取得のもの減価残存率 = 評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。廃棄した場合は赤の用紙（減少資産用）に記入し、申告すれば課税されなくなります。

〈減価残存率〉・・・固定資産税に係る残存率表です。

耐用年数	減価残存率	
	前年中に取得のもの	前年前に取得のもの
2	0.658	0.316
3	0.732	0.464
4	0.781	0.562
5	0.815	0.631
6	0.840	0.681
7	0.860	0.720
8	0.875	0.750
9	0.887	0.774
10	0.897	0.794
11	0.905	0.811
12	0.912	0.825
13	0.919	0.838
14	0.924	0.848
15	0.929	0.858
16	0.933	0.866
17	0.936	0.873
18	0.940	0.880
19	0.943	0.886
20	0.945	0.891

〔例〕 取得価額 250,000 円、取得時期令和 5 年 2 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

(耐用年数 4 年、前年中の取得のもの減価残存率・・・0.781)

(耐用年数 4 年、前年前の取得のもの減価残存率・・・0.562)

令和 6 年度 = 250,000 円 × 0.781 = 195,250 円

令和 7 年度 = 195,250 円 × 0.562 = 109,730 円

令和 8 年度 = 109,730 円 × 0.562 = 61,668 円

令和 9 年度 = 61,668 円 × 0.562 = 34,657 円

令和 10 年度 = 34,657 円 × 0.562 = 19,477 円

令和 11 年度 = 19,477 円 × 0.562 = 10,946 円 < 12,500 円

※ 令和 11 年度で算出額が取得価額の 5%(12,500 円)未満となりますので、以降は 12,500 円として評価されます。

2 評価の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格（評価額）を決定します。

なお、決定した価格は、固定資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日まで、審査の申出をすることができます。

3 税額の計算方法

$$\boxed{\text{税額(100円未満切り捨て)}} = \boxed{\text{課税標準額(1,000円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率(1.4\%)}}$$

◎課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は課税されません。

4 納期

納税通知書は5月中旬に発送し、4回の納期（5月・7月・9月・11月の末日）に分けて納めるようになります。（免税点未満の場合、納税通知書は送付されません。）

V 償却資産について詳しくお知りになりたい方へ

1 リース資産について

- ファイナンスリース取引のうち所有権移転外ファイナンスリースについて、国税においては平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。
- ファイナンスリース取引にかかるリース資産について、所有者の取得価額が20万円未満である場合は、固定資産税（償却資産）の申告対象外となります。

2 課税標準の特例について

地方税法で規定する一定の要件に該当するものは、課税標準の特例が適用されます。

適用条項	設備の種類	取得期間	適用期間	特例率	添付書類等
法附則第15条第26項、 法施行規則附則第6条第53項、 市税条例附則第10条の2第3項	太陽光発電設備	令和1年4月1日 ～ 令和5年1月1日	3年間	価格の3分の2 ※わがまち特例	再生可能エネルギー事業者支援事業の補助を受けているものが対象で、公益財団法人 日本環境協会が発行する補助金交付決定通知の写し
旧法附則第15条第41項、 旧法附則第64条	中小企業者等が新規に取得した先端設備等	平成30年6月6日 ～ 令和5年3月31日	3年間	ゼロ	・課税標準額の特例に係る届出書 ・先端設備等導入計画認定書(写) ・先端設備等導入計画に係る認定申請書(写) ・認定経営革新等支援機関による先端設備導入計画に関する確認書(写) ・工業会等による生産性向上要件証明書(写)
法附則第15条第45項	中小企業者等が新規に取得した先端設備等	令和5年4月1日 ～ 令和6年1月1日	1. 賃上げ表明無し:3年間 2. 賃上げ表明有り:5年間	1. 価格の2分の1 2. 価格の3分の1	・課税標準額の特例に係る届出書 ・先端設備等導入計画認定書(写) ・先端設備等導入計画に係る認定申請書(写) ・認定経営革新等支援機関による先端設備導入計画に関する確認書(写) ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写)

※この他の適用になる課税標準の特例については、別途お問合せください

3 耐用年数の改正について

- 平成20年度税制改正において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の改正が行われ、耐用年数が大幅に変更されました。特に、機械及び装置につきましては390区分を55区分に見直す全面改正が行われました。

※申告いただいている資産について、省令改正により耐用年数が改正されたものがあれば、**改正後の耐用年数を申告する必要があります。**（資産の取得時に遡って再計算するものではありません。）

4 業種別の主な償却資産と耐用年数

業 種	主な償却資産の例示
各業種に共通する償却資産	駐車場設備、電気設備(照明設備を含む)[蓄電池電源(6)、その他(15)]、舗装路面、庭園、門、塀、外構、野立看板・広告塔[金属製(20)、その他(10)]、看板・ネオンサイン(3)、中央監視制御装置、簡易可動間仕切(3)、応接セット[接客業用(5)、その他(8)]、事務机・椅子・キャビネット[金属製(15)、その他(8)]、エアコン(6)、テレビ(5)、パソコン[サーバー用を除くもの(4)、その他(5)]、コピー機(5)、レジスター(5)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、金庫[手提げ金庫(5)、その他(20)]等
製 造 業	食料品製造設備(10)、清涼飲料製造設備(10)、たばこ製造設備(10)等
小 売 業	商品陳列ケース・陳列だな[冷凍機付きまたは冷蔵庫付き(6)、その他(8)]、冷蔵庫・冷凍庫(6)等
喫茶・飲食業	接客用家具・備品(5)、食事用品・厨房用品[陶磁器又はガラス製(2)、その他(5)]、厨房設備(8)、カラオケ機器(5)、冷蔵庫、看板、借店舗内部造作費等
理容業・美容業	理・美容椅子(5)、洗面設備(5)、タオル蒸器(5)、サインポール(3)、借店舗内部造作費等
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、乾燥機(13)、プレス(13)等
医 療 業	ベッド(8)、手術機器(5)、X線装置[移動式(4)、その他(6)]、心電計(6)、顕微鏡(8)、調剤機器(6)、消毒殺菌用機器(4)、ファイバースコープ(6)、給食用厨房設備(10)等
駐 車 場 業	屋外照明等の電気設備(15)、駐車装置(機械設備、ターンテーブル)(10)、防犯監視カメラ(5)、無人駐車管理装置(5)、駐輪場(10)等
工 場	旋盤(15)、ボール盤(10)、プレス機(10)、圧縮機(10)、測定・検査工具(5)、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
娯 楽 業	パチンコ台(2)、パチスロ台(3)、両替機(5)、店内監視装置(5)、接客用家具、照明設備、看板、広告等
建 設 業	トランシット(5)、排水ポンプ(10)、ポータブル発電機(10)、ブルドーザー(6)、パワーショベル(6)、ランマー(6)、レベル(5)、タイヤショベル(6)等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス(15)、ガソリン計量器(8)、洗車機(8)、オイルタンク(8)、独立キャノピー[金属造(45)]、コンクリート防壁(13)、照明設備、自動販売機、広告塔・看板、受変電設備、舗装路面等
農 業	ビニールハウス(8又は14)、ボイラー(7)、田植機(乗用装置のないもの)(7)、稲刈機(7)、野菜洗浄機(7)、畜舎・堆肥舎[鉄筋コンクリート造(38)、金属造(31,25,19)、木造(17)、木骨モルタル(15)]、大型特殊自動車(7)等
不動産賃貸業	ソーラーパネル(17)、蓄電設備(6)、植込工事(20)、浄化槽(15)、塀[コンクリート造(15)、金属造(10)]、屋外照明等の電気設備(15)、緑化設備工事(植木等)(20)等

※ () 内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数です。償却資産の耐用年数は、その素材や用途または業種等により異なる場合があり、() にて耐用年数を記載していない資産もあります。詳しくは、別紙の償却資産の耐用年数表をご覧ください。

(注1) ビルの一室等を借り、ご自分で内装等を施工された場合は、内装と設備一式が償却資産に該当します。

(注2) 自己所有の建物を通常の維持管理の必要から改修された場合の費用は、家屋の評価に含まれておりますので、償却資産としての申告の必要はありません。

5 建物設備における家屋と償却資産の区分

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎		◎	
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎	
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備		特定の生産又は業務用設備		◎		◎
			上記以外の設備	○			◎
	電話設備		電話機、交換機等の機器		◎		◎
			配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備		設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備		マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
			配管・配線等	○			◎
	インターホン設備		集合玄関機等		◎		◎
			上記以外の設備	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備		受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
配管・配線等			○			◎	
避雷設備		設備一式	○			◎	
火災報知設備		設備一式	○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備		局所式給湯設備(電気温水器・湯沸機用)		◎		◎
			局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)	○			◎
			中央式給湯設備				
	ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
屋内の配管等			○			◎	
衛生設備		設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎	
消化設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎	
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備		特定の生産又は業務用設備		◎		◎
上記以外の設備			○			◎	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎	
		エスカレーター、ダムウェーター等	○			◎	
	厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
			上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備		洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎
			上記以外の設備	○			◎
その他		冷蔵・冷凍庫等における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎	

6 自己所有の家屋にとりつけた建築設備

自己所有の家屋にとりつけた建築附帯設備は家屋の評価に含まれるものとされています。家屋の評価に含まれる建築附帯設備は、「家屋の所有者が所有」し、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」、「家屋の効用を高めるもの」とされており、以上の3点の要件を満たす建築附帯設備は償却資産の申告の必要はありません。

→5 建物設備における家屋と償却資産の区分 (P.14) 参照。

7 自動車税及び軽自動車税の課税客体

自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車（トラクター・コンバイン等）及び二輪の小型自動車については、二重課税を避ける趣旨で、償却資産の課税対象から除外されています。ただし、大型特殊自動車については、償却資産として取り扱われます。

8 国税と固定資産税における資産取扱いの比較

項目	国税(法人税・所得税)	固定資産税
資産取扱いの基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	【H19/3/31 以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【H19/4/1 以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)	原則として、『固定資産評価基準』※ に定める減価残存率によります。 (11 ページ「減価残存率表」をご参照ください。)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます	認められません
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます	金額にかかわらず、認められません

※『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

◆◆◆ お問い合わせ ◆◆◆

角田市役所総務部税務課 固定資産税係(償却資産担当)
〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41番地
TEL (0224) 63-2114(内線 1087)
FAX (0224) 62-4829